

# J・ハリントンの『オシアナ共和国』の選挙制度論研究

倉 島 隆

☆目次

第一節 序 論

第二節 オシアナ共和国の政治制度構想概観

一、ハリントンの政治原理と実際

二、その政治制度的枠組み概観

第三節 オシアナ共和国の選挙制度論

一、ハリントンの選挙制度の基本的構成要素

二、ハリントンの選挙制度の諸局面

三、ハリントンの選挙の遂行方法（その『投票の方法と使用』を中心に）

第四節 結 論

われわれは、今までの日本のジエームズ・ハリントン研究において、その『オシアナ共和国』における経済的な農地法原理を含む政治権力論や統治機構論などについて、かなりな研究がなされたことを認める。<sup>①</sup>しかし、われわれは、それらが、必ずしもハリントンが意図する政治制度論を十分に整理されたとみなしていない。ゆえにわれわれは、それをさらに徹底的に見直し、かつハリントンの政治制度論として再構成することを意図する。<sup>②</sup>われわれは、ハリントンによって君主なき共和制期において、自ら提起するイングランドの共和制憲法モデルないし青写真の正確な制度論的整理が必要であると仮定するものである。われわれは、ハリントンのそれが経済的に優勢な市民階級による政治参加に基づく政治制度を樹立し、その体制を妨害する少数者による権力の濫用を抑制するものであるとみなすものである。ここにおいてそれは、ハリントンのイギリスの「古来の立憲制」批判、並びに「近代の絶対君主制」批判による彼の歴史観が示されることとなる。<sup>③</sup>

従つて、われわれは、ハリントンがその有徳的にして兵士的能力を有し、かつ例えば、小規模な自由土地保有権をもつような、より数的に多い市民達からなる「代議議院」、及び有能な「上院」原理を措定していると仮定する。換言すれば、われわれは、ハリントンによつて市民達が最終的決定権をもつ「代表議院」機関とともに、専断的権力を抑制するため、自然的貴族制の長所をもつ審議的にして提案的役割を担うより豊かな土地所有者達から成る小規模の「上級の議院」とから構成される主権的「両院制」制度を設定するとみなす。<sup>④</sup>これは、ハリントンにおける所謂「二権力の分立」といった両院制における機能的分離からなる基本的制度原理も構成する。それは、従来の伝統的なイギ

リス議會主権原理に対応するものとなる。<sup>(5)</sup>ただし、彼の制度原理は、君主なき「議会の主権」論となる。従つてこれは、新しい立憲制構想と言える。

それは、周知の如く、ハリントンによるローマをはじめとした古代の混合政体的共和制思想から引き出す「古代の知恵」を復活する論理によつて、中世の封建制と近代の絶対君主制を含意する「近代の知恵」を否定する思想から発する。ハリントンは、そうした近代初期の財産権の変化に比例した農地法原理に従つて、土地所有者達が移行した状態の土地制度を固定しつつ、この議會制度を中心にして恒久的な安定性をもち、かつ市民の活力を引き出そうとするものである。

こうしたハリントンの立憲主義的制度観の下に、彼は、その統治執行部が輪番制原理に基づく限定任期と市民による選挙に従うものとしている。本稿は、それを政治制度論的方法によつて、選挙制度・立法議會制度・執行部制度・地方自治体制度などからなるもののうちの最初である「選挙制度論」を再構成することを目指すものである。

- (1) 前者の論点について白鳥令『政治理論の形成』(一九六五年)などにおいて主に論じられる。後者の論点について竹澤祐丈の一連の論文などにまとめられている(例えば、田中秀夫ほか編『共和主義の思想空間』二〇〇六年、所収論文など)。さらに言えば、田中浩「ホッブズとハリントン」(『イギリス革命』「一九五八」所収論文)及び福田有広『主権とその剣』(一九九六年)は、ハリントンとホッブズとの関連について主として論じられる。
- (2) われわれは、政治制度論的アプローチの立場から、旧制度論とともに歴史的制度論的方法論の視角も導入する。この点について例えば、拙著『ネヴィルの共和主義的政体思想研究』(三和書籍、二〇一一年)の序章を参照されたい。
- (3) このハリントンの歴史観がH・ネヴィルやA・シドニーらの古来の立憲制論との相違であり、逆にそれによつて後世に高

い評価を得ることとなる。これはロックの政治制度理論の現代における高い評価にも通じるものである（例えば、J.Richards et al., "Property" and "People": Political Usages of Locke and Some Contemporaries, in *Journal of the History of Ideas*, Vol.42, no.1, 1981, etc.）。

(4) これは、ハリントンにおける多数者支配的思想を示すものである。われわれは、その多数者が軍事的能力上、優れているゆえ、それが民衆的政体を選好するという共和主義者の特有な論理であり、ネヴィルやシドニーらと共通するものである。例えば、この点については、前掲拙著、第二章などを参照されたい。

(5) 伝統的なイギリスの三位一体的議会主権は、立法原理である。「国王大権による国王の行使をコントロールする二院の権力を意味すると、議会主権を指す歴史家達がいる。それは、今『責任ある政府』と呼ばれるものに属するのであり、それは概念上も実際上も議会主権と異なる」と、憲法学者であるゴルズワースイによって説かれる（J.Goldsworthy, *The Sovereignty of Parliament*, Oxford, 1999, p.9）。われわれは、こうした狭い「議会主権」概念によつてでは、当時の変動期における憲法構想論に対応しにくくなると言わざるを得なくなる。ただし彼は、イギリス革命期前後のものを「議会の権威」という概念に換言してもいい。

## 第二節 オシアナ共和国の政治制度構想概観

### 一、ハリントンの政治原理と実際

本稿は、その主題を「J・ハリントンのオシアナ共和国の選挙制度」としている。われわれは、まず選挙制度を含むハリントンの『オシアナ共和国』から説き起こす。さらに本節は、その制度的根幹をなす憲法構想における原理と実際について論及せねばなるまい。われわれは、今日までのこの政治制度研究分野において、理論史的に評価されて

いるチャールズ・ブリッツァーによる議論にここでは沿って論を進める。彼は、先ずそれを次のように論じ始める。「空位期中においてイングランドで生み出された統治の『空想モデル』の多数における一つであるJ・ハリントンの『オシアナ共和国』は、たぶんプラトンの『法律論』以来、一個人によって構成された最も詳細な政治制度であった<sup>1</sup>」。

この先駆者は、ここでハリントンを政治的ユートピア論者として表現する。次にこうしたハリントンは、プラトンの立憲制政体ないし制限寡頭制論以来、一九六〇年時点までの最も具体的にして詳述した政治制度論として評価される。周知のごとくハリントンの共和国憲法構想は全三十条からなり、一五〇ページ以上にまで及び、かつ全体の約五分の三を占め、細部にわたりかつ実際の側面を規定する。ブリッツァーは、こうしてハリントンによるイギリス革命期後半のイギリス憲法構想を説き起こす。

われわれは、ハリントンの経済的に優越する階級に比例して政治権力についてこうした彼らに移行する共和主義政治原理を基本に据えるとみなす。そうしたものは、前記のごとく彼の歴史観と思想が一体となっている「古代の知恵」（ギリシャ・ローマ・及びイスラエルにおける古代の共和主義原理など）と「近代の知恵」（イギリスにおけるゴートの封建主義や近代の絶対君主制などの問題）によつて表現される。従つて、それが恒久的安定を得る政治制度であり、抽象的原理と実際の統治制度の関連の要点であるとされる。ブリッツァーが言及することく、ハリントンの『オシアナ』の重要性は、それが完全な青写真であり、かつ単なる諸単位からなる全体よりも大事であり、そしてそれが健全な基盤の上に築かれるモデルであると規定される。

ブリッツァーは、それについて次のように論及する。「結果的にその制度的文脈からこの制度の多様な諸部分を引

き上げる實際は、ハリントンにとつて言い訳できぬように思えた。例えば、ハリントンが提案した諸装置のうちでも広範に称賛されたもののうちの一つである投票による選挙は、立派なものである。しかしそれは、選挙が適切に取り決められかつ選挙目的が厳密に定められる場合に限るものである<sup>(2)</sup>。

ここではこのハリントンの注釈者は、前記の理論と實際の關係がハリントンにおいて極めて強く不離一体的となっている度合いを強調している。後段では、われわれが本稿で主題とする選挙制度論との関連を最も重要な具体例として示すこととなる。

## 二、その政治制度的理論枠組み概観

ここでもわれわれは、ハリントンの憲法枠組みをブリッツァーによる『オシアナ』論に沿って整理することとする。彼は、「ハリントンのイギリスの問題認識」・「憲法とオリバー・クロムウェル」・及び「一七世紀のイギリスの社会経済状態概観」と項目化しつつ、「ハリントンの政治制度的理論枠組み」としてその総論を述べる<sup>(3)</sup>。

### (一) ハリントンのイギリスの問題認識

ブリッツァーは、まず「オシアナ」がイギリスであることを明らかに確認する。ハリントンは、イギリス史も自らの憲法提案時までについて、古来の立憲制が内戦によって崩壊することを示す。しかしその混乱の主な原因は、経済的であると措定する。ヘンリー七世 (Henry VII) 期とジェームズ一世 (James I) 期における土地財産の分割の変化は、それに比例した「統治關係の変化を必要とする」と説かれる。これが平和的手段によって不可能となったとき、内戦がその結果として生じたという。さらにハリントンは、武力によって戦勝する議會軍によって君主制が破壊され、

かつクロムウェル率いる軍が優位する体制が形成されることとなったとされる。とはいえ力は「小地主階級に集中され、かつ彼らがオシアナ政治において主要な役割を果たすことが不可避であった」と纏められる<sup>4</sup>。

## (二) 憲法とオリバー・クロムウェル

ブリッツァーは、次に憲法ないし基本法的側面をオリバーとの関連で問題を整理することとなる。ハリントンは、周知の歴史観に立脚し、古来の立憲制の残滓でもある従来のイギリス議会によって立て直す方向を示す立場を取らぬ。ここにおいてわれわれは、君主制の崩壊後のイギリスがそれに代わる基本法を必要とする状況を確認できる。従ってわれわれは、ここにレヴェエラズの『国民協約』やハリントンの『オシアナ』憲法構想などが登場する素地をみるこ  
とができる。

結果的には、この国で旧来のものを凌ぐ基本法を確立し得なかったということとなる。それは、より先の仮定であつたし、結果論でもあつた。従つて当時のO・クロムウェル (Megalton) は、軍隊に入り、かつ新憲法を樹立する権力を要請することとなる。

「軍は、彼が政治理論に熟練することを認め、かつ彼の動機を信頼することによつて議会を追放せしめ、かつ完全な選挙によつてクロムウェルをオシアナのアルコン卿にさせた。この行為によつてオリバーは、共和国の『唯一の立法者』となつた<sup>5</sup>」とハリントンの原文に沿つて彼は、確認する。

ブリッツァーは、ハリントンがこうしてオリバーと自らの基本法とを関係づける経緯を跡付ける。ハリントンによれば、軍は、五〇人構成の立法者評議會を任命するが、クロムウェルがなお唯一のその仕事の指導者となると規定することにより、彼の仕事を支援したと説く。この委員会は、主に人々からの提案を受け入れる二〇人構成にして、

「その紛争の熱気が平和を壊すといけないから」、約三百人構成の武装警備隊によつて慎重に与えられたという。そのオシアナ憲法は、この立法者とその評議会によつて歴史及び政治理論史の検討の数ヵ月後に完成し、かつこの立法者評議会でかなりな討議に続き、「民会機関全てによつて承認されかつ樹立」されたという。

ここでブリッツァーによれば、次のような二つの論点は、注目に値すると説く。

第一に、ハリントンの新憲法は、成文憲法として治められる。それは、ハリントンが、自ら「適切な条項 (orders)」と呼ぶ恒常的政治制度の必要を強く信じたことである。第二に、この憲法が、この立法者によつて書かれたことである。つまり、ハリントンはプラトンがディオニュシオスに託し、ルソーが神の如き立法者に託したように、超人の工夫を最後の頼みの綱としたのである。

ハリントンの視点から、主要な検討は、技術の業の如く、憲法の設立が単一人物によるに違いないというものである。即ち、「著書ないし構成は、もしそれが唯一の作者ないし設計者をもたねばならぬ完全に達することなど知られていない。しかしその共和国の骨組みについて、共和国は、自然に類似するものをもつ」とハリントンは言う。そうであるとなれば、国民参加規定は、オリバーの陣営の極めて重要なジェスチャー同然であつたこととならう。とはいえハリントンが、完成された憲法がそれを受け入れた承認のために、オシアナ国民代表議会に提出されたことに注意することは、適切である<sup>10</sup>。つまりこれも、実力者オリバーへの建前的人格を暗に含むと解することも可能である。

### (三) 一七世紀イギリスの社会経済状態概観

われわれは、この項の最後にハリントンが構想したオシアナの社会経済状態を概観することとなる。というのはハリントンの憲法構想は、確かにユートピア的側面もあるが、現実の社会経済状態に対処しようとしているからである。

ブリッツアーによれば、「統治というものは、意図的にこうした諸条件に適切にするように設計され、かつ実のところ、これらの諸条件を恒常化するように設計される故である」とい<sup>11</sup>う。

一七世紀のイングランドの人口は、現代の算定によれば、フランスの人口の三分の一以下であり、凡そ四百五十万人であつたし、スペインやオーストリアよりもかなり少なかったという。これにスコットランドとアイルランドとを組み合わせた人口（二百万人）を加えることができる。ハリントン自身は、オシアナのみの成人男性人口が、凡そ総計三百五十万人のうちの百万人に達したと算定した。『オシアナ』の読者は、オシアナ憲法が二〇世紀の算定に基づくよりもむしろその文章に基礎づけられるゆえ、その数字を念頭に置くことが役立つからである。<sup>12</sup>

ハリントンによれば、マーペシア（スコットランド）が自らによつて「人口が多くして厳格な人々」によつて居住され、かつ一七世紀までにオシアナの軍隊にとつて兵士の「無尽蔵な弾薬」となつたと言われたという。それに対してパノピア（アイルランド）は、オシアナの統治には恒常的問題を構成する「怠惰にして臆病な人々の軟弱さの温床」であるとして、ハリントンによつてみなされる。<sup>13</sup>従つてスコットランドから引き出された利点がヨーロッパの政治生活における中間勢力としての以前の立場において均衡がとられると論じ得ると説く。この共和主義者によれば、自らの見解は、実際上の事実よりも当時の人々にとつて、重要である。一七世紀のオシアナは、小地主から構成されるすぐれて農業社会であつたゆえである。

ハリントンは、オシアナの九割が国民によつて所有されるとかつて算定した。国民によつてハリントンは、貴族から区別された小地主とジェントリーを意味した。<sup>14</sup>再度ハリントンは、土地の全体量が年間凡そ一億ポンドの価値があるが、年間二千万ポンド以上の価値の財産をもつオシアナの全てにおける三百家族と同然であると述べた。<sup>15</sup>

ゆえに彼は、この時代における特徴的経済体制が安楽に家族を支えるが、贅沢な生活を確かに齎さぬ小さな農業であつたと結論づける。貿易及びオシアナ経済において徐々に重要になりつつあつた（ハリントンが認めた事実）が、製造業は、まだ少しの重みしかもたなかつたという。オシアナの残る特徴を記述することは、われわれにとつて必要であらう。オシアナは、同じ宗教対立・同じ外国・同じ思想的混乱によつて悩まされた。従つてハリントンにとつて、そのクロムウェルがこのオシアナ憲法を実行しなければならぬ段階にあつたとブリッツァーによつて説かれる。<sup>(16)</sup>

- (1) C. Blitzer, *An Immortal Commonwealth*, 1960, p. 207.
  - (2) C. Blitzer, *op.cit.*, pp. 207-8.
  - (3) *Ibid.*, pp. 210-216.
  - (4) *Ibid.*, p. 211.
  - (5) *Ibid.* (J. Pocock, ed., *Works*, p. 207)
  - (6) *Ibid.* (*Works*, p. 207)
  - (7) *Ibid.*, p. 212 (*Works*, p. 338)
  - (8) *Ibid.* (J. Pocock, ed., *Harrington: The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, 1992, p. 64)
- 我々は、こゝでブリッツァーによる脚注を通じてその“orders”の説明を確認してまじう。「orders」によつてハリントンは、いつも基本的憲法規定を意味する。我々がオシアナの憲法の“articles”と呼ぶものは、Ordersと呼ばれる。彼が『立法の技術』で書いた如く、オシアナ共和国の枠組みないしモデルについて統治におけるこうした憲法は、Ordersと呼ばれ、かつ立法的条項によつて制定されるこうしたものは、法（よき）と呼ばれる」と（*Ibid.*）。従つて、我々は、こゝにおいて「オーダーズ」が憲法上、「条文」の意味であり、立法上「法」の意味であると理解する。

(9) *Ibid.*, p.213 (Works, p.207)

(10) *Ibid.* しかし、ブリッツァーは、実のところ、クロムウェルが全能ではなく、公共精神をもつ者にきわめて近くなっているという。そしてハリントンが、この種の手続きに関して暗黙のうちの危険に自ら気づき、次のような原文で確認する。「賢明な立法者は、その心性が私益におかれるのではなく、公益におかれ彼の子孫ではなく彼自身の国に堅くおかれ、自分の手にその主権をおこうと努める。理性の達人であるいかなる者も、その場合に必要なら異常な手段を責めるものなどいからである。その目的は、秩序立った共和国憲法以外に証明しないからである」(Works, p.207) 云。

ここではハリントンは、そうした独裁的な危険性を認識しつつ、この権力保持者に対して心情的にも理性的にも指導者としての資質も併せもつ者としてあつてほしいとの願望も示している。

(11) *Ibid.*, p.214.

(12) *Ibid.*

(13) *Ibid.*, pp.214-5 (Works, p.159)

ブリッツァーは、このアイルランドについて『オシアナ共和国』の序文においてユダヤ人の利点によって、その窮状の解決策の提案に関心を示している。「アイルランドの状態は、ハリントンが真剣に提案している如く、その目的のために移入されたユダヤ人達によって植民し直されるべきであるほど悪かった。次のような文節は、引用に十分に値するほど明らかである。アイルランドの再生は、ハリントンが言う如く、『私の意見では…彼らに「アイルランド人に」ユダヤ人の慣習や法律を認めることによって、ユダヤ人をアイルランドに植民することによって最もよくなされたかもしれぬ。というのはそれは、世界の全諸地域から、急速にユダヤ人達を齎し、そして…豊潤な国とよき港も齎そうし、彼らは「取引や農業」の両面で適切となるう(Works, *ibid.*)』。この見解、及び現世におけるキリストの王国の樹立のシグナルがユダヤ人の改宗であるという福音主義的信念(それは、多くの者が一六五六年に正確には起こると予期した出来事)との間の関係について推測することは、面白い(Blitzer, *ibid.*)。ハリントンによる原文は、元々両地域の兵力に関するものであるが、ハリントンの思想的性格と革命期の背景も示す故、我々はここで確認した次第である。

(14) *Ibid.* (Works, p.259)

ブリッツアーは、その脚注でハリントンの貴族の定義について次のように『オシアナ共和国』の憲法第二〇条の注釈を引用しつつ確認する。「ハリントンは、マキャヴェッリに従い、『貴族 (nobility)』を次のように定義つける。即ち、『自分達の耕地を耕したりせず、かつ自らの生計のために他の仕事もしなくとも、十分に自らの収入で生活するような人々』」(Works, p.259)と。我々は、このハリントンの定義について同じ共和主義者達「例えば、ネヴィルやシドニーら」と同様な認識を確認できる(例えば、前掲拙著を参照されたい)。

(15) *Ibid.*, pp.215-6 (Works, pp.159-160)

(16) *Ibid.*

### 第三節 オシアナ共和国の選挙制度論

われわれは、前節においてハリントンのイギリス共和国の憲法案の理論的背景について、その『オシアナ共和国』の序論に沿って(特にブリッツアーによる論に沿って)概観してきた。本節は、本稿の主題であるこの選挙制度そのものを整理する段階に達している。われわれは、選挙制度がハリントンの憲法案において最も重要な基本要素のうちの一つである故、真つ先にこの主題と取り組まなければならぬ。特に、政治的権威の源泉を多数の人々に求める共和主義思想に基づきハリントンにとって、彼らが託するエリートを選出する過程となる選挙が欠かせなくなるのである。換言すれば、ハリントンが認識した如く、オシアナの政治制度全体が基づく諸基礎は、その選挙方法と制度そのものなのである。

しかしながら、日本におけるハリントン研究では多くがその思想的側面に重点が置かれてきたため、その制度が技術的要因とみなされ、理論との関連で必ずしも重要視されなかった。とはいえ最近では、新制度論に象徴される如く、この側面にも光があてられるようになり、われわれも真剣にそれと取り組む必要に迫られている。

ハリントンの選挙制度論は、ブリッツアーも率直に述べているごとく、かなり複雑にして入り組んでいる内容を含んでいる<sup>(1)</sup>。従つてわれわれは、その彼による要を得た論述を手掛かりとしてまず纏めることとなる。

### 一、ハリントンの選挙制度の基本的構成要素

ハリントンの選挙制度は、いずれの人々にそれ自体で審議される手段をもたせるかを決定するものである。従つて、ブリッツアーによれば、「いかなる共和制においても選挙制度は、第一に国民が誰なのか、そして第二に、国民のいかなる役割を政治生活で果たすのかを決定することによつて、その国民とその政府との重要な連繫である<sup>(2)</sup>」。われわれは、周知のごとく多くの者が普通選挙制の下で政治生活を送っている。従つて、われわれは、現代民主制と当時では異なるが、多数者に権威の源泉を求めるといふ思想について共通しているとみなす。故に彼らの共通善を遂行するにはその両者の連繫が欠かせず、かつそれを実現するうちでそれに則した選挙制度が不可欠となる。

ハリントンの選挙制度において、その基本的要素の国民的部分が次の四つの区分に分けられる。ハリントンによれば、オシアナの選挙制度全体の基盤は、共和国の設立の準備として設定されたオシアナの人々の諸区分において見出すことができるし、まさにそのときに、立法評議会 (Council of Legislators) がエンポリウム (ロンドン) で開催された<sup>(3)</sup>。

## (一) 第一区分 (経済的な自立的区分)

第一区分は、ハリントンが「質」と称するものに従い、正式な者が自由人ないし市民であり、その他に使用人の二区分であつた。ここでその基準は、簡明に経済的に自立自足する者であり、自らを支え得るいかなる人でさえ、共和国市民となることで権利が与えられる。<sup>(4)</sup>これは、いかなるところにも明示的になされていないが、この第一区分が軽い政治的意味しかもたぬというハリントンの議論から集める。というのはそうしたものは、あまり多くないからであるという。市民でない少数の者は、その経済状態の改善によつて簡明に市民となり得る。これは、その人間に対する樂觀論を示す。

## (二) 第二区分 (年齢的区分)

ここでの準備段階において、第二区分は、政治的により一層重要であり、年齢によつて主要な市民の主要部内で形成された。即ち「青年」と称されるものが一八歳と三〇歳の年齢にあるものであり、他方、「高年」と称されるものが三〇歳以上のものである。<sup>(5)</sup>

## (三) 第三区分 (経済的所得区分)

市民の主要部内で再度、第三区分が経済的地位に従つてなされる。即ち、百ポンドないしそれ以上の土地財産、或いは貨幣による年間収入を得る市民が騎兵階級を形成する。他方、それより少ない収入しか得ぬ市民は、歩兵階級に含まれる。<sup>(6)</sup>これは、所謂上級市民と下級市民の区別である。

## (四) 第四区分 (地理的区分)

これらの予備的区分のうちで第四にして最後の区分は、地理的なものである。即ち、国全体では一万の教区(基礎

的統治單位、千の郡、及び五〇の部族（州）に区分される。この区分が形成される方式は、純粹に機械的である。このオシアナは、ヘミスア（トレント）川に沿つて凡そ對等な北部地区と南部地区に分けられた。千人の調査官は、投票数を割りあてる事項などについて教区の在所を決定するために実施現場に派遣される。彼らは、郡として知られる一〇のグループへと地理的に組織され、郡について彼らは、同様に部族として知られた二〇のグループに加えられた。ゆえに教区及び故に郡と部族が凡そ規模と人口をもつこととなる。ハリントンは、少なくとも一度次のような可能性を熟慮した。即ち、それらの人口は、ハリントンの地理的区分において選挙人数が五〇以下か、五〇と一、〇〇〇人以上との間か、或いは一、〇〇〇人以上であるかどうかによって依存する、教区における異なった手続き規定を形成したとき、かなり多様である可能性がある<sup>7</sup>。

ブリツツアーによれば、ハリントンは、それらの構造を正当化するとき、われわれに次のように教える。即ち、「共和国の設立ないし構築において、第一の仕事（建築者達の仕事）は、資材を適合させ、かつ配分する以外にあり得ぬ。共和国の資材は、国民である<sup>8</sup>」と。特に人は、秩序と組織へのハリントンによる情熱の表現をここに見る。ハリントンが特に数学的表現ができる場合に、この種の機械的操作から簡明に現実に満足と安心を引き出したと結論づける<sup>9</sup>。あるまい。

ハリントンは、市民と使用人の二区分が「構成的でなく、当然、その均衡において本来的<sup>9</sup>」という。これによつてハリントンは、もちろん、経済的に独立的でない人々が、法が規定することに関わりなく、事の性質上、重要でないことを意味づける。明らかにこれは、ハリントンの経済と政治の関心觀の反映である。政治権力が経済権力の反映で

あるゆえ、経済権力なくして彼らが政治権力も欠くことが予期される。この見解は、アリストテレスが「この条項は、共和国の自由ないし統治参加と一貫せぬ、隷属の性質の証拠を必要としない」<sup>⑩</sup>と想起する言葉で明らかにされる。

## 二、ハリントンの選挙制度の諸局面

ブリッツァーによれば、ハリントンは、人的と同様に構成的と認める青年と高年の年齢区分が第一に軍事的根拠で彼によって擁護されるという。われわれが教えられる青年は、高年が常備軍として最もよく委ねられるが、共和国の進軍として仕えるのに最もよく適合される。この分類の政治的含意は、以下で論じられる。同じことは、騎兵と歩兵にも当て嵌まる。その基準は、騎士的兵士の地位に適切な装置を与える能力である。ハリントンは、地域的区分について次のように話す。その区分は、階段が「階段自体が望ましくないが、階段なくして部屋に行けぬ」家に属する如く、共和国に属すると。ハリントンは、自らが引用する正確な数字がオシアナにとって不正確であることを認めるが、「言説を実行するため、ある確実性を決める」<sup>⑪</sup>ことによつてこのことを弁明する。

### (一) 選挙の実施過程

オシアナの実際上の投票は、精緻な選挙制度に従つて行われる。そうした選挙は、大抵の水準で二種類の官吏達（地方に仕える官吏達、及び高次の水準で選挙に参加する人々）が選出される事実によつて複雑になされる。その複雑な状況は、選挙を秩序立つて遂行し、かつ詐欺行為の可能性を予防するように設計された選挙手続きにほとんど圧縮できぬくらいにまで、含まれる存在によつては改善されぬという。

最初の選挙は、毎年一月の最初の月曜日の朝九時、一〇、〇〇〇の教区の各々で行われる。そのとき、高年者の主要部全体が教区に集まる。これらの選挙目的は、高年者の総計の五分の一に達する多様な教区代表として選出するためである。手短に選挙方式は、一人の高年者が選挙「候補者の」提案者として仕えるために会議 (assembly) の中から抽選で選出される。その提案者は、その会合に先立ち、かつ代表として選挙候補者を提案する。各候補者が提案される如く、高年者達が単純な肯定投票と否定投票を投じることによってその名で投票する。この過程は、不可欠な代表数が選出されるまで継続する。その選挙が遂行される後に、選択のために作成される。騎兵階級 (そこにいる場合に) に属する代表すべてが選出リストの初めにおかれることを除く。この例外の重要性は、われわれが次のように記すとき明らかとなる。即ち、五人の代表 (その名は、最初にそのリストに現れる) は、代表としての自らの役割に加え、教区官吏となる。彼ら (その名は、そのリストの最初の第一番の者となる) は、教区民生委員となり、第三の者は警官長となり、第四、第五番目のものは教区役員となる。これらの五人をはじめとしてこうして選出された高年者達全ては、教区代表として二年間仕え、その任期切れに続く期間に再選される資格をもたぬ。<sup>13</sup>

オシアナ選挙の第二グループは、郡の集会所として知られた所で毎年二月の第一月曜日に行われる。郡の各々は、七人の官吏の選択において選挙人として仕える十の教区内の代表によって出席される。これらの七人のうちの四人 (二人の治安判事・一人の陪審員・一人の郡の大將・及び一人の旗手) は、騎兵階級に属さねばならず、残りの三人 (第二の陪審員・検死官・及び警官長) は、歩兵階級の間から選出せねばならぬ。選挙方式は、教区におけるよりもここではより絡み合わされる。というのは一部で選挙人団が主に凡そ二倍である故であるが、本質において同じである。任命者達は、抽選で再度選出され、今度は各公職に一人が満たされる。各任命者は、選挙人の是認に服する、特定の公職候

補者を三人選出する。次に適合し得る候補者達の全体数は、別々に投票され、再度単純肯定投票に関するものであり、同等にして秘密で参加する代表主要部全体によつて、最大多数を受け取る各候補者がその公職に選出される。<sup>14)</sup>

第三の選挙は、オシアナの五〇部族の各々の集会場所で毎年三月の第一月曜日に行われる。ここでの選挙人は、その手続きを含む二〇〇教区の各々の代表でながある。ここでの手続きは、いかなる記述も不可能にするほど複雑であるが、再度基本類型が変えられぬままである。任命者達は、凡そ現存の二千人の代表の中から抽選で選出され、選挙は秘密投票により、かつ選挙権は平等である。最大多数を受け取る人々は、六部族の公職に選出される一人の州長官・一人の州統監・一人の首席治安判事・一人の指揮官「需品科将校」及び二人の監察官 (Censors) である。<sup>15)</sup>

最終選挙は、その部族の集合場所で翌日 (三月の第一月曜日後の第一火曜日) に行われる。ここで再度、選挙人達は、教区の代表であるが、今選挙された人々は、もはや地方官吏ではない。むしろ彼らは、部族によつてエンポリウム「ロンドン」における国家立法部に送られる。このとき各部族は、九人を選出する。そのうちの五人は、騎兵階級に属し、かつ四人が歩兵階級に属する。これらの九人のうちの二人は、ともに騎兵階級であり、オシアナの立法部上院の州代表となる。残る七人は、三人が騎兵階級で、四人が歩兵階級であり、下院の部族を代表する。これらの選挙がオシアナの五〇部族に各々で毎年一〇〇人以上の上院議員、及び三五〇人の下院議員が選出される。これらの人々は、三年間仕える故に、両院の全議員は三〇〇人の元老院と一、〇五〇人の代表議院にそれぞれ達する。議員任期は、各議院の三分の一が毎年入れ替えられるほどにまでに配置され、かつその手続きは、ハリントンが公職輪番 (任期交代) 制と呼ぶものである。

オシアナの選挙制度における利益の主要点の精緻化に多くの時を費やす必要などないように思えるとブリッツァー

はいう。<sup>16)</sup>

しかしわれわれは、この点について政治制度（手続）論的に無視できぬゆえ、最後の部分で補わなければならぬ。

## (二) 選挙権の制限

オシアナの選挙制度は複雑であるが、それが具現する諸原理は明らかである。行き渡る選挙制度の制限という最も重要な特徴は、注目がそれに引かれなければ、見過ごされるのではないかと思うほど明らかである。第一に、女性の選挙権の除外は、オシアナの全人口の半数に達することを含意する。さらにわれわれは、自律的でない全ての共和国市民としての権利が付与されぬことも示す。幾分、より驚かしかつ確かに重要なのは、高年齢階級への選挙権の制限である。一七世紀の寿命が現在よりもかなり短い故、われわれは、この制限が少なくともオシアナの市民人口の半数の政治活動全てからの除去を齎したことを想定できる。<sup>17)</sup>最後に、このきわめて制限された高年齢者集団でさえ（多分、総人口の四分の一足らずとかなり少ないほどまでにしか達していない）、教区選挙で全体的に一度のみの投票しか認められないことに注目すべきである。これらの第一の選挙後に、全ての官吏及び効果的政治階級である立法部の全議員を選挙する階級は、高年齢者の全体数の五分の一にすぎず、故に全人口の二〇分の一以下からしか構成しないのである。しかしながら、全人口の投票者比率が一七世紀のイングランドにあつたよりも全ての可能性においてかなり高いことに注目すべきである。<sup>18)</sup>従つてこれは、選挙権の拡大を主張するものである。

## (三) オシアナの選挙制度の評価

こうした徹底した制限の後に、われわれは、オシアナの選挙が自由にして平等に行われることを記されねばならぬ。ギリシヤ人が最も純粋なデモクラシーの表現であるとみなした抽選による選択である、機会要素は、全水準で任命者

の選択を決定する。各任命者は、自らが秘密裡に投じる一票をもち、かつ単純多数が選挙には十分である。投票の秘密についてハリントン<sup>19</sup>は、それが脅しにも賄賂にも投票に影響を及ぼすことを予防すると、論じることによつて通常的方式で擁護する。任命者達の選択における機会と、投票における秘密の組み合わせが党派規律に似せるいかなることも不可能にすると、ついでに言えば注目すべきかもしれぬ。

ここではもう一つの非民主主義的要素がこの描写に入るとブリッツァーは説く。選挙民が制限されるが、かなりな民主主義的基盤で選出されるけれども、唯一の要件は市民権と年齢であり、かつ選挙民が自由にして平等に投票するそれにもかかわらず、この要件は、幾つかの公職と立法上の地位が経済的に上位の騎兵階級成員によつてのみ(他方、歩兵階級成員にのみ開かれる)、満たし得るといふ事実によつて、彼らの候補者の選択に制限される。これは、国民大衆が自分達を統治するのに値する官吏を選出し得るが、自治する大衆には出来ぬとみなす選挙貴族制論の明らかな適用である。ある程度、オシアナにおいてそれは、歩兵階級成員が全ての地方の公職や立法議会の選挙人として仕える能力を有するが、これらの幾つかを満たす被選挙資格を彼ら自身持つべきでないように感じられる。しかしながら、全く明らかにこれは、その説明全てではない。それは、歩兵階級成員にのみ開かれている公職であるといふ事実を説明し得ぬ。もしわれわれは、騎兵階級が歩兵階級成員よりも上位にあるとみなされると簡明に想定するならば、この後者の現象は理解できぬ。実のところ、その状況はより複雑であり、かつ政治的により面白い。唯一の可能なる説明は、騎兵階級が歩兵階級に対する制限が統治官や立法者の主要部間で富者と貧者の両方の代表を確かにするように設計されるというものである。

このことは、最終的により一般的なオシアナの政治制度観に齎す。實際的に言えば、この選挙目的は、簡明にいく

らかの公職を満たすために人々を選択するためである。しかしもしこのことが唯一の目的であるならば、その制度は必要がない位にまで複雑となろう。實際上、幾つかの理論的検討がこの点でそれ自体へと侵入する。選挙目的は、たんに人々を選出するばかりでなく、むしろ特定の種類の人々（即ち、オシアナ国民の「諸利益」を代表する人々）を選出するためである。われわれが示している如く、ハリントンの政治生活観は、経済的に指向される故に、これは、オシアナの主要な集団を代表する人々の選択を第一義的に意味する。しかしながら、これは、ハリントンが経済的地位と思想的地位との間の現実的関連を信じたという事実によって、全て絡み合わされる。『オシアナ』の序論節で、ハリントンは、「人々の主要部全体を通じて神によって拡散された『自然的貴族制』」に言及する。それ故、『オシアナ』で述べられた如く、選挙制度は、同時に二つの特有な諸機能を現実に遂行する。第一に、いくらかの統治官達・上院立法部・及び下院の半分が騎兵階級間から選出されることによって、その憲法がかなりの数の自然的貴族達の統治における存在を確かにする。第二に、その憲法も諸利益の代表の名において明らかに、歩兵階級の多くの成員選挙を必要とする。この後者の目的は、このイギリスの各部分が立法部で示されることを保障することによって、オシアナの地域区分によって仕えられる。<sup>22)</sup>

- (1) C. Blitzer, *An Immortal Commonwealth*, 1960, p.207.
- (2) C. Blitzer, *op. cit.*, p.217.
- (3) *Ibid.* (Works, p.207)
- (4) *Ibid.*
- (5) *Ibid.*, pp.217-218 (Works, p.212)

- (6) *Ibid.*, p.218. フリッツァーによれば「これらの用語「騎兵」「歩兵」は、「オシアナの軍事組織を指す」という。
- (7) *Ibid.* (*Works*, pp.214-215)
- (8) *Ibid.*, pp.218-9 (*Works*, p.212)
- (9) *Ibid.*, p.219 (*Works*, p.665)
- (10) *Ibid.* (*Works*, p.212)
- (11) *Ibid.*, pp.219-220 (*Works*, p.666)
- (12) *Ibid.*, pp.220-22.
- (13) *Ibid.*, p.221.
- (14) *Ibid.* フリッツァーによれば、「候補者達が、別々に投票される故に、次のように可能であり、かつハリントンは明らかに信じたい。即ち「どの公職への一人以上の候補者も、肯定投票の多数得票を受けることができる」と。
- (15) *Ibid.*, p.222 (*Works*, p.226)
- フリッツァーは「オシアナ憲法第10条に次のように言及する。即ち「ハリントンは、ヌビア部族の二、二〇〇の代表数を引用し、そのうちの七〇〇人が騎兵で、一、五〇〇人が歩兵である」(*Works*, pp.221,228)と。
- (16) *Ibid.*, p.223.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*, p.224.
- フリッツァーによれば「一七世紀イングランドの死亡率と寿命に関する情報は乏しいという。さらに、ジョン・グロント著「Natural and Political Observations Upon the Bills of Mortality」という題名の著書(ロンドンにおける誕生と死亡記録に基づいたもの)によると、現代の統計の専門家によって欠点もあると示されているが、一七世紀半ばのイングランド人口の凡そ五分の一が三〇歳以上であったであろうという。こうした数字に基づくと、オシアナの選挙制限は、人口の一〇分の九(もちろん、女性と子供をはじめとして)を除いたであろうという。彼は、次のような文献によって前者の説明について参照したと記

† (L. I. Dublin et al., *Length of Life*, 1936, p. 40)。

しかしこの選挙権の制限規定は、前述のように、当時のイギリスの議会選挙権に比しても数倍の選挙権拡大の主張を示すものである。

(19) *Ibid.*

(20) *Ibid.*, p. 225.

(21) *Ibid.*, p. 226.

(22) *Ibid.*

### 三、ハリントンの選挙の遂行方法（その『投票の方法と使用』を中心に）

#### （一）間接選挙制問題

われわれは、前項でハリントンの選挙制度論の要点について、ブリッツァーの論点に沿って主に再検討してきた。ブリッツァーのそれは、確かにハリントンの主著に則して要領よく整理している。とはいえそれは、問題がないわけではない。例えばハリントンの選挙制度は、「間接選挙」方式をその支柱のうちの一つとしているが、ブリッツァーはその概念について言及していないからである。ハリントンにおけるこの間接選挙制について、その支柱であると論じるのは、ブリッツァーよりも約四六年も前に論じたラッセル・スミスであった。彼は、その『ハリントンと彼の「オシアナ」』（一七世紀のユートピアとアメリカにおけるその影響の研究）（一九一四）において、その間接選挙制的性格を論じた。

彼によれば、「ハリントンの政治理論には、二つの基本的提案が含まれ、それに基づき、彼の諸著作に具現された

他の全ての諸提案が構築される。第一に、国家の保全是、支配階級による適切な土地区分の所有に依拠する。第二に、統治政体は、四つの機構的工夫（投票・間接選挙・公職輪番制・及び討議と決議機能が分離される両院制）の支えなくして純粹にして健全であり得ぬ<sup>(1)</sup>と。スミスは、ここではまず所謂「農地法的な経済的権力」論を基盤として政治理論を組み立てる通説を確認する。その論理に続き、機構的仕掛けとして、投票方式・まず選挙人を選び、彼らを通じて当選者を選出する間接選挙・主要な統治官に関する公職輪番制・並びに元老院の討議機能とより広範な国民を代表議会による決議機能の厳格な分離による両院制を支柱としていると整理する。

本項では、われわれは、前記の如くこの間接選挙制をより具体的に論じるハリントンの著作について検証する。それは、『投票方法とその使用』であり、これによって彼の選挙制度における最も詳細にして明確に論じるものである。それは、オシアナの元老院における主要な統治官職を選出する投票方式を示すものである。それは、ハリントンがその元老院における主要な統治官の選出過程として説明するものである。

## (二) 元老院における主要統治官の選出方法

ハリントンは、まず「図3・1」においてオシアナの投票の使用に従い、「ヴェネツィアの投票方法（實際上容易であるが、言説や記述では困難を伴うもの）の方法」を例示しようと努める。その図は元老院を示し、元老院は、その議院及び開会方法について三百人の定員の四分の一ないし半数を含み、上部の端にある台座 (Tribunal) は、四つの階段を上げる。これらのうちの最上段の「共和国政庁 (senatory)」「に属する統治官」を構成する、(A) 將軍、(B) 演説官、(C) 三人の国璽委員、(D) 三人の財務委員が座し、そのうちの一人 (E) が中間壺 (F) の臨時監察官任務<sup>(2)</sup>を差し当たって遂行するという。

その台座の二つの上段には、この議院の各両側の壁に接する二つの長椅子が対応する（G、G、G、G）。その最も外側は、その最上段と同じ高さであり、その最も奥の部分は、それに接するのと同じ高さにある。第一種の座席は、同様に第二種の座席が、議場の床面に接し、玉座「ステージ」の二つの最下部階段と同じ高さにある四つの長椅子（H、H、H、H）からなるごとく、四つのベンチからなる。故に、この「元老院議院全体は、二種の座席（各々が四つのベンチからなる）」に分けられると説く。<sup>③</sup>

この区分は、これから示されるように、元老院議員達の投票機能の遂行におけるより大なる便宜を齎すばかりでなく、元老院の局面により大きな恩恵を齎す。外側のベンチ（I、I）の中間に監察官の椅子があり、それらは通常の場所であり、投票時に彼らは、外側の壺の各々（L、L）のそばにいる常任監察官（K、K）によって示される所に上がり、かつ座する。元老院議院から台座の半分のスペースないし第二階段の上にある彼らの前に、そうしたテーブルや鉢（N、N）と並んで座する人々（M、M）は、議院の書記ないし秘書である。その議場（それは、羊毛製の袋によって示されるはずのものである）での短い座席（O、O）の上に、この「二人の騎兵護民官（P）、二人の歩兵護民官（Q）、及び裁判官（R、R、R、R）」が座る。これらの護民官全ては、補佐役であるが投票権をもたぬ。この元老院の方針が審議されると、投票が以下のように遂行されるといふ。<sup>④</sup>

第一に、金小球がいくつかの揃いのものからなり、故にアルファベット文字で記されるが、「秘書は、將軍卿と演説官卿に小さな壺（そこには各々の揃いのものと印字付きの小球がある）」を提示し、將軍卿がどんな小球を引くかを見るが、同じものの以外に中間壺にはその時に使われぬ（F）。演説官によって引かれた文字のようなものは、脇（にある）壺で見られる（L、L）。即ち、將軍卿がA字付き小球を引くならば、その日の壺に中の金小球は、B字付きで記され

る。それがこの投票以前に直ぐになされ、故にその文字が投票係達に知らされぬゆえ、彼らは不正行為も誤魔化しもなし得ず、さもなければ、人は自らの手に金小球を運び得るし、その壺からそれを引いたと思えるかもしれぬ。その壺の中の金小球を引く人は、それをその壺の監察官ないし評価官へと渡す。その人は、それらの当たり籤の性格と受けとめ、故に自らの当たり籤を認めると説かれる。<sup>5)</sup>

將軍卿と演説官卿は、その文字で籤を引いて選出名を決めた後、それに従つて壺は従つて委員達のうちの一人と、二人の監察官によつて準備される。壺の準備は、こうした方法に従う。もし元老院が例えば、統治官の予定表と呼ばれたリストを選出するならば、それは次のようである。「(一)將軍卿、(二)演説官卿、(三)第三國璽委員、(四)第三財務委員、(五)第一監察官、(六)第二監察官」、であるといふ。<sup>6)</sup>

### (三) 選挙人と立候補者

選出リスト(ないし予定表)は、六統治官職からなり、各統治官職に四人の競争「候補」者がいることとする。それは、提案された全部で二四人の競争者からなる。競争者を提案する人々は、選挙人と呼ばれる。これは「間接選挙制」と呼ばれるものの主要素のうちの一つである。こうした選挙人は、それぞれ一人以上を提案できず、故に「二四人の選挙人提案のために、ここでは二四人の存在が必要条件とすることとなる。人は、抽選によつて形成された選挙人を二四人とするため、中間(にある)壺に二四の小球」がなければならぬ。これら(といふのは)さもなければ、それは抽選とならないからである)は、競い得る空籤数(ないし銀小球)と混合される。それ故、二四の金小球に二六の銀小球を加えると、それ(当たり籤と空籤を数える)は、五〇の小球となる。いかなる人も、その脇壺のうちの金小球を最初に引いていないため中間壺に来ることができないゆえ、抽選が成立し、かつこの壺の当たり籤(ないし金小球)が全

て引かれることを確かにするために、それに五〇人が来なければならぬ。それゆえに、両方において五〇になる二五の小球を脇壺の各々になければならぬ。各元老院議員が抽選とするために、脇壺の金小球は、各脇壺で空籤と合わせて投票者数で対等となるように構成されねばならぬ。例えば、その議院は、三〇〇の元老院議員からなるとき、各脇壺に各々に一二五の空籤と、二五の当たり籤がなければならぬ。それは、脇壺の両方で三〇〇の小球となる。これは、壺を準備するミステリー全体である。それを監察官は、なす技術をもつ。しかし残りの投票は、諸党派投票がそれを理解しようがしまいが、必然的な結果として正しくなければならぬ。そしてそれらは、他にあり得ず、かつこの「技術の遂行においていかなる混同に陥ることができぬ」という。<sup>⑦</sup>

しかしハリントンが言った如く、この投票は、二つの部分からなる。即ち、抽選と選挙、或いは提案と結果である。これは、両院間の機能上の分離ないし分立原理を示す。抽選は、その競争者達を決定する人を決定する。そして競争者達のいずれかが統治官となるかを決定するのは、元老院の結果であると説かれる。<sup>⑧</sup>

#### (四) 抽選の実施過程

続いてわれわれは、ハリントンが抽選の実施過程を説明する論法を検証することとなる。

第一秘書は、まず選挙当日に選出される統治官職リストを聞きとれるほどの声で読み上げ、次にその元老院議員達が自分達の手をあげ、公平な選挙の宣誓をする。それがなされるともう一人の秘書が將軍卿に小さな壺を示し、そこに四つの小球がある。それらの小球の各々は、「上部の端の第一座席」、「下部の端の第一座席」、「上部の端の第二座席」、「下部の端の第二座席」という記銘のうちの二つがある。そうして「將軍卿が引くものいずれかを見よ」、とその秘書が大声でその記銘を宣言することによって、そう呼ばれた座席「のもの」は、この壺に来る。その凶のこれ

は、上部の端にある第二座席である。彼らが両方の脇壺に来る方法は、「その方向を記した」二つのファイル記録にあり、各々の脇壺のカバーに二つの穴があり、その手段によって二人が同時に抽選を引き得る。ゆえにその元老院議員(S, S)は、彼らの座席(H, H, H, H)「議院のいずれかの側のベンチ」の上部の端の「脇壺」(L, L)に来てゐる。元老院議員達(T, T, T)は、脇壺で引いている。その元老院議員(V)は、壺にある自らの金小球を引いたので、かつ次のような「中間」にある「壺」(F)へと行つてゐる。即ち、その中間壺で他の脇壺にある同様なおける空籤を引いたゆえに、かつ壺の足元にある鉢(Y, Y)に空籤を投じた後、下部の端にまで彼らの座席を再度進みつつある。中間壺にいる不成功の元老院議員(a)が中間壺に同様になしたゆえに、自ら空籤を(b)という鉢に投じ、かつ再度自らの座席へと進みつつある。というのは脇壺に当たり籤によつて、次のような中間壺に来る権利同然のものを得るからである。そこにおいてもしその彼が空籤を引くならば、脇壺で彼の運命は、結局ないことになり、ゆえに自らの地位に戻る。しかし元老院議員(c)は、中間壺で当たり籤を得ている。そこにおいてその委員が自らの小球を調べ、かつ「正しい」という標を見つけた後、その彼は、選挙人達の座席を数段上がる。それは、「台座を横切つておかれる「d」(中間壺付近の成功裡な元老院議員達のベンチ)形態である。その台座で彼は自らの前に引かれた他の選挙人達(e, e, e)とともに引かれたのに従つて自らの身を置く。彼らは、自分達の数が当日選出される統治官数に達するまで、引き返さぬ。しかし政庁(に所属する統治官)に面して座す。それは、示された如く、差し当たつて6人の選挙人が形成された後、彼らは自らが引かれたのに従つて数えられる。選出される「彼らの順序が」第一、第二、第三、第四、第五、及び第六であり、最初に選出される最初の六人が最初の選挙人水準であるという。<sup>9)</sup>

形成された最初の選挙人水準は、元老院からかつ次のような委員会ないし評議会会場へと選出される一通の選出リスト表とともに秘書によって指揮される。そうした選挙人達は、自分自身以外にいかなる者とも協議する方法も、かつ彼らの会場においても投票が終わるまで被らなかつた。それゆえ、その秘書は、彼らが法や彼らの良心に従つて、選挙するという自らの誓いを彼らになした後、彼らにそのリストを渡し、かつもう一人の秘書が入り口を管理する一方で、自らのペンと紙のあるそのテーブルの下部の端に自ら座ると説かれる<sup>10</sup>。

「選挙人達の第一水準がかくして座られるような時まで、選挙人達の第二水準」が引かれる。彼らは、同じ選出リストの第二枚目によって前者と同じ任務を遂行することによって、他の秘書達によつてもう一つの委員会会場へと導かれるという<sup>11</sup>。

正確には同様なものは、選挙人達の第三水準と第四水準（或いはヴェネツィア人達は、それをハンズ「人々」と呼ぶ）によつてなされる。この手段によつて人は、二四人の選挙人に分けさせ、同じ四枚のリストに従つて、六人によつて四人ないし四つの水準の選挙人に分けさせる。そしてこれらの水準の各々は、そのリストに各統治官職に一人の競争「候補」者を指名する。即ち、第一選挙人は、第一の統治官職を指名し、第二選挙人は、第二統治官職を指名するということなどである。しかし示されている如く、たとえ選挙人といえどもたんに抽選によつて選挙されるが、指名された競争者達は、いかなる抽選によつても選出されぬがその水準「人々」全体の選挙による。例えば、第一水準における第一の選挙人は、将軍卿「に就ける」人の名を提案する。その名は自身と他の五人の選挙人によつて投票される。そしてそのように投票される名が半数以上の得票に達しなければ、それは除かれる。そして第一選挙人は、別の人を同じ統治官職に指名する。そしてゆえにもしこれも失敗すれば、自らが指名する人（それが自身であれ他の人であれ）

が肯定として投票者の半数以上に達し、かつその名が肯定として選挙人達に達する水準の第二選挙人は、彼の指名の者が統治官職に選択されるまで、第二統治官職に指名する。同様なことは、一人の競争者がそのリストの統治官職に選択され、かつ書かれるまで第一水準の残りによつてなされる。さて選挙人達の第二、第三、第四の水準が同じ方法によつて、「各統治官職への一人の競争」「候補」者が各水準に選択されるとき、各統治官職へと四人の競争者全員から選出される」ことが起こると説く。<sup>13)</sup>

もし選挙人達の水準で論争が生じるならば、(この行為に付添官を引き入れる) 監察官達を引き入れる秘書によつて公にされよう。競争する選挙人達は、その人の判断に黙従するように義務付けられる。その理由のために監察官は、その壺に投票しない。その政庁(に所属する統治官)もそれが議院を損なうといけないから、欠席し、ゆえに脇壺における空籤は、それだけ同様に少ない。抽選は、それが提案のみに関わるゆえに、より技術的であるが結果を伴わぬし、抽選についてこれで終わりにするという。しかし全て補佐でしかなく、かつ選挙権をもたない護民官や裁判官を除くと説かれる。<sup>13)</sup>

#### (五) 投票選挙の実施過程

選挙人達の四つ水準が、自分達のリストを完遂した後、議院の様相は、一変される。というのは壺が取り払われ、かつ各元老院議員と統治官は、次のような選挙人を除くことによつて、自らの適切な地位におかれるからである。即ち、既に自分達の投票が与えられれば、この議院が彼らに与えており、「この方法で投票の残りが遂行されるまで、彼らの議場から起こり得ぬ選挙人を除く」ことによつてであるという。<sup>14)</sup>

政庁(に所属する統治官)に選挙人達の各々の評議会秘書達によつて示された四リストは、まず聞き取れる位の大

で議院にそれらの順序に従って大声で読み上げられる。そして次のような方法で元老院全体の投票ないし選挙に付き  
れる。即ち、

「(A、A) は、第一水準で將軍となる名を指名した」。そうすると直ぐに、例えば、(f、f) という人物によって表  
現される如き、八人の投票係達ないし案内係は、携帶可能な投票箱 (g、g) といった図によって荒っぽいが示され  
た箱のうちの八つを取り、かつ一方の議院の側に四人行かせ、かつ他方の側で即ち、次のように発することによって、  
(各ベンチに一人ずつ) 四人を行かせるという。<sup>15)</sup>

「(A、A) は、第一水準で將軍となる名を指名した」と。將軍と演説官によって始まる各統治官と元老院議員は、  
まず、自らが一つしかもたぬことを見るために、その普通の指と親指との間に、その箱がわたる如く、麻製の小球を  
あげ、かつ次にそれを同じものに入れる。肯定陣営と否定陣営から区別するために、外面上白と緑で塗られた二つの  
投票箱は、次のように形成される。即ち、誰も人の手がそこにあるとき、両サイドのいずれに人が投票を置くかを見  
ることができぬし、麻製小球がいかなる騒音も生まぬ故にそれがいずれに入るかを聞くことができぬ。將軍と演説官  
の投票が始められた後、残りの全ては、同様になすこととなるとい<sup>16)</sup>う。

投票をかくして集めた、投票係達は、政庁 (に所属する統治官) の前にそれらをもち込み、政庁の者の面前で外箱が  
開けられた後、彼らは内箱から取り出す。そこでの肯定が白、否定が緑で、かつ白を右手に鉢 [N] へと注ぎ (それ  
は白でもある)、かつ緑を左側に鉢 (N) へと注ぐ。これらの鉢ないし盥 [basin] (h、i) によって示される) 「によって  
その図の下部の端によりよく示される」は、この機会に右側に白、左側に緑として上部の端に秘書達のテーブルの前  
におかれ、両側に小球を数え、それによって、もし彼らは、肯定が半数以上に達しないことに気づけば、彼らは、投

票された名を書かないだろう。しかしもしそれらが半数以上に達すれば、彼らはそれを書き、かつそれが達する投票の半分以上を加える。最初の名が書かれ、或いは除かれた後、置かれる次のものは、以下のようなものである。即ち、「(B、B)「演説官」は、第二水準で將軍となるものを指名」し、第三の「(C、C)「三人の国璽委員」は、第三水準で將軍となるものを指名」し、第四の「(D、D)「三人の財務委員」は、將軍となる者を指名」した。そして大部分肯定票の半数以上を得るこれらの四人の競争「候補」者のうちの一人は、その統治官でもあり、或いはもし彼らの中の誰も、半数に達しなければ、その統治官職の指名は、次の投票によって選択されるような新しい選挙人によって繰り返される。そしてその指名は、第一統治官職において例示された如く、残りの票を進め、最初に第一水準で、次に第二水準で、かつ故に第三水準と第四水準で投票を進めるという。<sup>18)</sup>

さて第一水準で將軍になると指名された例えば、(A)「將軍卿」が他の水準の一つないしそれ以上において同じもの、或いは一人ないしそれ以上の他の統治官職に指名し得ることが起こり得る。しかし彼の名は、それが最初に書かれる(即ち、より価値のある統治官職に)ところで投票される。そこで彼がなり損ねるならば、彼は、それに次ぐものための方向となる如く、投票される。ゆえに彼が指名されるようにしばしばその名のものになり損ねるならば、残りのものための方向へとなる如く投票されるといふ。<sup>19)</sup>

そして同じ統治官職であれ、ある他の統治官職であれ、二度ないしよりしばしば指名されることは、より強力な推薦であるゆえ、次のような方法でその注釈は、その提案においてその名に与えさせることができなくしてはならぬ。即ち、「(A、A)「將軍」は、第一水準と第二水準で將軍となるものを指名した」、或いは「(A、A)「將軍」は、第一水準と第四水準で將軍となるものを指名した」などを。しかしもし彼が第一、第二、第三、及び第四水準で同じ統治

官職に任命されるならば、彼は競争者をもたず、ゆえに彼は、半数以上の得票に達することによってその統治官となる<sup>20</sup>という。

或いはかくして「(A、A)は、第一水準で將軍となるものを指名し、第二水準で監督官を、第三水準で国璽委員を指名」し、或いはより多い水準ないし少ない水準で同様なものに指名する。その場合に、もし彼が第一の統治官職になり損ねるならば、彼は第二統治官職で投票され、もし彼が第二統治官職になり損ねるならば、彼は第三統治官職に投票され、かつもし彼が第三統治官職になり損ねるならば、彼は、第四統治官職で投票されるという。

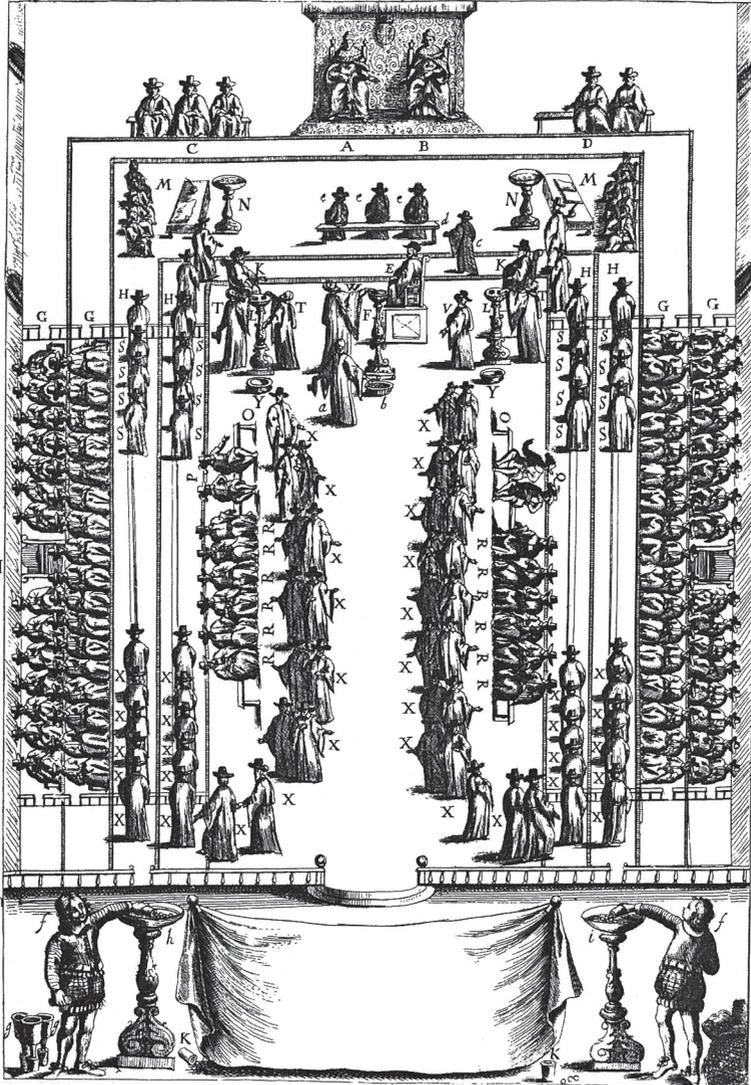
その投票が日没前に完了されず、既に選出された統治官職選挙が適切であるが、あたかも彼らが決して指名されなかったように(というのはこれは、両立する投票箱ではなく、欧州大陸を見なければならぬ技術であるからである)、統治官職にまだ与えられないような競争「候補」者達の選出「選択された如き」を避ける。そして残る統治官職投票は、選挙人達の新水準「人々」によって翌日に繰り返され、かつ新水準によるような競争者達が選出される。同様に同じ統治官に投票された名前全てのうちで、彼らのうちのいかなる者も、肯定でその半数以上の得票に達していない<sup>21</sup>という。オシアナの元老院投票がかくして記述されたゆえに、「教区の投票、郡の投票、及び部族の投票は、ここでそれらが全て含まれ」、かつこれによって容易に理解し得るほどにほとんど異ならず、省略されるとハリントン<sup>22</sup>は結ぶ。

- (1) R.Smith, *Harrington and His Oceana*, 1914, p.23.
- (2) J.Pocock, ed., *The Political Works Of J.Harrington*, 1977, p.362.
- (3) J.Pocock, ed., *op. cit.*, p.362.
- (4) *Ibid.*

- (5) *Ibid.*, pp.362-3.
- (6) *Ibid.*, p.363.
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.*, pp.363-4.
- (9) *Ibid.*, p.364.
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*, pp.364-5.
- (12) *Ibid.*, p.365.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.*, pp.365-6.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*, p.366.
- (19) *Ibid.*, pp.365-7.
- (20) *Ibid.*, p.367.
- (21) *Ibid.*
- (22) *Ibid.*

[図 3. 1] 投票の方法と使用

*The Manner and Use of the Ballot.*



J・ハリントンの『オシアナ共和国』の選挙制度論研究（倉島）

#### 第四節 結論

本稿は、論点としては主題の如く明確であるゆえ、本論の要点を手短に確認しつつ、それに補足を加えることとなる。

まずわれわれは、「序論」では従来の日本のハリントン研究について、その統治機構論における研究状況に関する問題点に言及した。つまり、それらは、ハリントンが意図する政治制度論的視点からの整理において必ずしも十分ではないことを述べた。われわれは、その視点に立脚してハリントンのオシアナの憲法構想を再構成する意図を示した。本稿は、その基本的な一環として、彼の選挙制度論に焦点をあてることを述べた。本稿は、まず彼の理想的な『オシアナ共和国』のそれをブリッツァーという有力な論者の整理に沿って、その選挙の基本的要素を措定する憲法部分から再構成する目的を示した。これは、ハリントンの選挙制度論が英語文献による数少ない貴重な業績ゆえであり、かつ学説史においても最も整ったものであるからである。

引き続きわれわれは、本稿を通じて、オシアナの諸々の政治制度の基本が選挙制度であり、かつ彼が如何にその精神を具体的に憲法という形式を採用しつつ規定しているかを確認してきた。即ち、本稿の第三節第一項は、ハリントンがオシアナ憲法において、次のようにその具体的な構成要素である市民達を分類している。それは、彼らが経済的に自立していること、三〇歳に達していること、一定の経済的所得に達していること、そして地理的な範囲によって区別する。その第二項では、これらの区分を前提とした選挙制度の諸局面、即ち、選挙の実施上の具体的行程、国民に対する一定の選挙権の制限、及びそのハリントンの選挙制度に関する全体的評価をなしてきた。しかしながらハリ

ントンの選挙制度論は、これらによって凡その要点を確認できたが、ハリントンのそれは、これよりもより詳細にして絡み合わされている。それゆえにわれわれは、その最終項においてハリントンがこれを後に補った原文にそって再構成することとなる。

従ってわれわれは、この項を仕上げるために、その主著である『オシアナ共和国』の刊行直後に、ハリントンがその選挙制度をより具体的に説明するために書かれた彼の『投票の方法と使用』を素材として選択した。本稿は、そこにおいて元老院におけるオシアナの中心的な統治官の選出選挙方法について、選挙人を通じた「間接選挙」並びにその投票過程を整理してきた。

われわれは、こうしたハリントンのオシアナの憲法構想における技術的に具体的な投票過程を確認することによって、残りの政治制度論を再構成するステップへと移ることが可能となろう。

